手続きご案内

GF市民課②~④窓口です

※詳しくは戸籍窓口にご相談ください。

- ●当事者間に離婚する意思の合致がある「協議離婚」と、裁判所が関与し て離婚が成立する「調停(裁判)離婚」があります。
- ●協議離婚の場合、離婚届用紙に夫婦双方の署名と証人(成年2人)の署名の うえ、届出してください。届出日が離婚日になります。
- ●未成年のお子さんがいるときは、夫婦の一方を親権者と定めてください。 子の戸籍を移す場合、離婚届提出後、家庭裁判所の許可を得て入籍届が 必要です。
- ●離婚後も婚姻中の姓を名乗りたい場合は、別に届けが必要です。
- ●調停(裁判)離婚の場合は、調停の成立または審判・判決の確定した日か ら10日以内に届出をしてください。

手続きの詳細は「各手続き窓口」でお問合せください。

●手続きの際は本人確認書類の提示が必要です

1点で本人確認できるもの ※確認書類は有効期限内のもの

• 免許証





- ・パスポート
- ·障害者手帳
- ・官公署が発行した、顔写真つきの免許証や許可証 など

本人確認に2点以上必要なもの(顔写真なし)

- 年金手帳
- 健康保険証
- 介護保険証 など

※代理の方が手続きに来られた場合

- ・代理人として来られた方の本人確認を行います
- ・代理人としての手続きができるかどうか、委任状などにより確認 させていただく場合があります。

必要な書類が届出の日にそろわない手続きは、後日あらためてご来庁いただく場合があります。ご不明な点は、できるだけ平日の市民課戸籍窓口でご相談ください。

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーのわかるもの または マイナンバーカードの提示が必要となります

項目	下記にあてはまる方は世帯にいますか?	手続き	必要なもの (下記以外が必要な場合があります)	手続き窓口(窓口番号) (GF・1Fは課を色で表示しています)		
住所•戸籍	住所が変わる方	住所変更(転入・転出・転居)	転入・転出・転居の手続きも必要です。	GF	市民課(あお色)	
	前配偶者と同居中で、生計を別にしている方	世帯分離届				5
	姓が変わる方で旧姓の印鑑で印鑑登録している方	自動的に登録廃止になります ※名で登録している場合は廃止には なりません。				10
	姓が変わる方で、 マイナンバーカード、住民基本台帳カード のいずれかをお持ちの方	氏名変更 ※手続きには暗証番号が必要です	(お持ちの場合は) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード			15)
	離婚後も婚姻中の姓を引き続き使用したい場合	離婚の際に称していた氏を称する届 (戸籍法77条の2の届)	※受付窓口でご相談ください			2
	お子さんの戸籍についてのご相談	入籍届、養子離縁届など	※受付窓口でご相談ください			4
保険・年金	国民健康保険に加入中で、 姓·住所·世帯主など保険証の記載に変更がある 方	新しい国民健康保険証の交付 (後日郵送)	変更前の国民健康保険証		保険年金課(あか色)	22 \$ 24
	→国保加入中の70歳から74歳までの方	新しい保険証兼高齢受給者証の交付 (後日郵送)	変更前の保険証兼高齢受給者証			
	姓が変わる方で、75歳以上の方または 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入してい る方	新しい後期高齢者医療保険証の交付 (後日郵送)	変更前の後期高齢者 医療保険証			
	前配偶者の勤務先の健康保険の扶養から外れて、 国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入 (保険証は後日郵送)	前配偶者の勤務先の健康保険の資格喪			
	→保険資格喪失日より <u>14日以内</u> に手続きをして ください	国民年金の加入 (20歳から60歳未満)	失証明書	GF		
	姓が変わる方、または世帯構成に変更がある方で、 各種認定証をお持ちの方	各種認定証の変更 ※勤務先の健康保険に加入の方は 勤務先へお問い合わせください	・限度額適用認定証・限度額適用・標準負担 額減額認定証・特定疾病療養受療証など			
	年金を受給している方	年金の氏名変更 ※国民年金・厚生年金の方は年金事 務所へ、共済年金の方は共済組合へ お問い合わせください。				21)
高齢	姓が変わる方で介護保険証をお持ちの方 (65歳以上または要介護認定を受けている 方)	介護保険証の氏名変更	・介護保険証 (交付されている方)・介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証	1F	高齢者福祉課 (あお色)	3 5
税・	水道の使用者名義が変わる方	使用名義変更	お電話で手続きできます	外局	上下水道局 160977-23-036	51
料金	税・料などの口座を変更する方	□座振替の変更	変更する口座の ・預金通帳 ・通帳の届出印			
その他	市営住宅を退去する方 または市営住宅に入居・同居を希望する方	市営住宅の退去手続き	※受付窓口でご相談ください	3F	住宅管理センタ	,_]
		市営住宅の入居・同居の相談		SF	住七官荘ピノク	

項目	下記にあてはまる方は世帯にいますか?	手続き	必要なもの (下記以外が必要な場合があります)	手続き窓口(窓口番号) (GF・1Fは課を色で表示しています)		
障がい	姓が変わる方で障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の氏名変更	・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳など	1F		1
	重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの 方	重度心身障がい者医療費受給者資格 の変更	重度心身障害者医療費受給者証変更後の健康保険証		障害福祉課 (きいろ)	
	国の福祉手当(特別障害者手当・障害児福祉手 当・福祉手当)を受けている方	所得状況届の提出				
	姓が変わる方、または健康保険に変更がある方で、自立支援(精神通院)をお持ちの方	精神通院受給者証の変更手続き	・有効期限内の精神通院受給者証 ・変更後の健康保険証 ・マイナンバーがわかるもの ・年金証書等(年金を受給されている 方)			
こども	児童手当を受給していて、受給者が変わる方 (O歳〜中学生)	児童手当の受給者変更 ※新たに申請する方が公務員の場合 は、勤務先に申請してください	・請求者の通帳・健康保険証(請求者)・マイナンバーのわかるもの(請求者)	1F	子育て支援課(ももいろ)	2
	子ども医療費受給者証をお持ちの方 (O歳~高校生等)	子ども医療費助成の受給者証の 変更	※受付窓口でご相談ください			
	放課後児童クラブ(児童館)の利用を希望する 方	児童クラブ入会	※各児童クラブに直接お問い合わせく ださい			
	保育園に入園を希望する方	保育園の入園相談	- ※受付窓口でご相談ください			
	保育園に入園しているお子さんがいる方	住所・氏名変更など				
	ひとり親家庭等のご相談	児童扶養手当の認定請求	※受付窓口でご相談ください			
		ひとり親家庭等医療費助成の 相談・申請	※受付窓口でご相談ください			
	特別児童扶養手当の受給者が変わる方	特別児童扶養手当の受給者変更	※受付窓口でご相談ください			
	小中学生のお子さんがいて、経済的な事情があ る方	就学援助の相談・申請	学校から申請書を受け取り必要事項を 記入のうえ、当該学校へ提出してくだ さい	5F	学校教育課	